

第 7 回草津市幼保一体化検討委員会 議事概要

日時	平成 26 年 2 月 10 日（月）午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
場所	草津市役所 8 階 大会議室
委員	西川委員長、福永副委員長、吉田委員、白井委員、大森委員、河井委員、 束田委員、斎藤委員、田中委員、谷口委員、野村委員、永元委員
事務局	山本子ども家庭部長、米岡健康福祉部理事、 望月子ども家庭部副部長（総括）、田内子ども家庭部副部長（幼児担当）、 田中幼児課長、重井幼児課参事、古川幼児課副参事、 川那邊幼児課専門員、森神幼児課専門員、畑学校教育課副参事 （運営支援） ㈱ジャパンインターナショナル総合研究所 小林
議事項目	・「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」提言の内容について
資料	資料 1 草津市幼保一体化検討委員会主な意見のまとめ（第 6 回の振り返り） 資料 2 「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」提言（案） 資料 3 「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」提言（案）概要 資料 4 「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」提言（案）【資料編】 参考資料 草津市幼保一体化検討委員会委員意見のまとめ

1. 開会

<事務局>あいさつ

<委員長>あいさつ

<事務局>

- ・資料 1 にもとづき前回までの内容について説明

2. 議事

- ・「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」提言の内容について

<委員長>

前回、出された意見をもとに、私と副委員長も入り、事務局と共に提言書の案を作成した。
議論を始めたいと思うが、その前に、提言書（案）について、事務局から簡単に修正内容等を含めて、説明をお願いしたい。

<事務局>

・資料2にもとづき説明

<委員長>

修正箇所を中心に説明いただいた。いろいろとご意見、感想、ご意見頂戴したい。

<A委員>

会議の場は今日が最後になると思うが、今回さらに意見が出た場合、確認はどのようにするのか。

<委員長>

今日出たご意見については検討できるのであれば加えたいし、例えば、文言修正等で、大きな筋が変わらないのであれば、委員長、副委員長の一任ということでお願いしたい。基本的には、本検討委員会での議論によって、決定し、市長に提言を行っていく。

<A委員>

では、大きな修正があった場合は、どのように確認をするのか。

<委員長>

内容に大きく変更がある場合は、ここで検討し、内容についてこの場で確認をとりたいと思う。

<A委員>

それでは、文章として、私たちが見ることはない、確認はできないということではないか。口約束のようになってしまっていて、文章では見られないというのはすごく不安。市長の所に、どのような形でいくのかというのを知る場がないということだと思う。

<事務局>

2月19日に、市長に対して委員長のほうから提言をいただくが、できればその前に、皆様方に、最終のものを送付したいと思う。最終確認はそこでしていただきたい。

<委員長>

文言の修正があった場合、提言する前に、もう一度確認していただく機会を取ることだ。

<A委員>

分かりました。

< B 委員 >

資料 2 の 23 ページの 5 番「3 歳児の未就園児に対する幼児教育の提供」の一番下の行が、「求められます」になっているが、「求められます」ではないか。

< 委員長 >

いわゆる、ら抜き言葉になっている。事務局、訂正よろしいか。

< 事務局 >

はい。

< C 委員 >

29 ページの「保育所の幼保一体化モデル(案)」の「公立保育所(想定される基本モデル(案))」の中で、左の枠では、早朝保育、保育(保育士資格)、延長保育、給食となっているが、右の枠では、早朝保育、学校教育(幼稚園教諭免許)、保育、延長保育、給食と、網掛けの部分が変わるという表示になっている。実際には、学校教育の幼稚園教諭免許のところに、保育、保育士資格が併せて表示されてもいいかと思う。

「保育所の幼保一体化モデル(案)」のところには、「3 歳児以上の学校教育推進」と書いてあり、「幼稚園の幼保一体化モデル(案)」には、点線の枠の中に「児童福祉法による保育の実施」というのが併せて記入されると、大変分かりやすいかなと思う。

< 委員長 >

新規対応必要項目として「学校教育」がある。今後認定こども園になるならば、保育教諭というものが必要になってくるということなので、当然、保育士資格に加えて、幼稚園教諭の免許を持った人が必要になる。だから、現行の保育を行っている者として、(保育士資格)をこの下に入れるということによいか。

< C 委員 >

それか、枠を外すか。意味は分かるが、細かく分けているので、新規対応必要項目で、支障がなければ、この枠が要らないと思う。

< 委員長 >

30 ページのモデル①の網掛けを全く逆にしたパターンをここに持って来るということか。

< C 委員 >

はい。

<委員長>

そうすることによって、新規対応しなければならない必要項目と、既存の形というものが分かりやすくなる。

<C委員>

点線の中に、「児童福祉法」が入ったほうが分かりやすいと思う。

<委員長>

具体的にお願いできるか。

<C委員>

資料3の「幼保一体化の基本的フレーム」の幼稚園の欄に、「保育機能付与・拡充」という表現をされている。

<委員長>

これを入れるということか。

<C委員>

学校教育に関して、法的に、児童福祉法と学校教育法が二本柱でいかなければならない現状だが、保護者には分かりにくいので、「児童福祉法による保育機能付与」という表現ではどうか。

<委員長>

「児童福祉法による保育機能付与」でよいか。

<C委員>

はい。

<委員長>

現行の機能に、それを加えるということを明記していくことによって、明らかに、さらに分かりやすくなるのではないかという意見だ。

<事務局>

趣旨に沿って、30 ページの点線のところに「保育機能を付与」、あるいは、「拡充」といった文言を入れる。あるいは、保育所のモデルのところに、幼稚園の方のモデル位置を反転したものを原則的に入れていく。その2点は修正として可能。

<委員長>

委員の皆さん、いかがか。2つ目の30ページのほうは、先ほどから出ている。資料3の概要版で、幼稚園が認定こども園になる場合にと書かれているところの文言で、保育機能付与・拡充という部分を点線のところに入れるということ。

<B委員>

上のところを書いているから、いいのではないか。

<委員長>

上に書いてあるC委員、上のほうに書いてあるという意見があるが、点線のところを書いたほうがいいのか。

<C委員>

皆さんが良ければ、それで結構だ。

<副委員長>

30 ページの一番上にある「幼稚園」と大字の下に「保育機能付与・拡充」とあるが、幼稚園も保育と通常使う。「児童福祉法による」という文言を入れたほうが、分かりやすい。従来の幼稚園に、児童福祉法における保育を拡充することを明記したいという趣旨。下の点線の中でなく、そこに「児童福祉法上の」という言葉を入れるのを検討してみてはどうか。

<委員長>

29 ページの上に「学校教育」と明記されている。上に「児童福祉法による保育機能の拡充」との文言を入れる。C委員、いかがか。

<C委員>

上では「預かり保育の充実」という表現。「預かり保育」というより、「児童福祉法に基づいた保育」というほうが本来かと思う。

<委員長>

「保育機能付与・拡充」については「児童福祉法による保育機能付与・拡充」で。「預かり保育の充実」はどうか。

<C委員>

そのままでいい。

<委員長>

30 ページの上の「保育機能付与・拡充」の前に、「児童福祉法による」を入れることで、幼稚園の機能に、児童福祉法による保育の機能が付いてくるが、いかがか。うなずいている委員が多い。2つ目はそれでいいか。

1つ目が、29 ページと 30 ページの図、「学校教育（幼稚園教諭免許）」の話。30 ページの図を反転させることで、明らかに、さらに分かりやすくなるという意見はいかがか。うなずいている方が多い。

<事務局>

2点、そのように修正する。

<委員長>

他にはいかがか。

< A 委員 >

資料 2 の 17 ページの市税に関する記述の箇所で、「児童一人あたりの保育費用において」から、一番最後の赤字のところまで。「市税について、広く市民の負担の下、福祉、公共的なインフラ整備等」では、財源を増やすことも考えられるということを言っている。その下の赤字の「限られた就学前教育と保育の財源を有効に活用するために」では、限られた予算で、振り分けをやっていくと取れる。

そうすると、26 ページ、赤字で修正されているところ、「限られた幼児教育、保育に関する財源を効果的に配分し」では、財源の中でやりくりするものと捉えられてしまう。

26 ページ「配分し」で、これは財源を増やしていくのか、今のままの財源でいくのか。26 ページだけでは「今ある財源でやりくり」し、私立を推進することが見え隠れする。

「配分し」は「やりくりします」と一緒。予算を増やすなら、ここの部分は要らない。2月20日の子育て会議でも、勘違いする方がいる。書き換え、もしくは、削除して、17 ページのところをそのまま持ってくるようにしないと、私立を推進、給食民営を承認と捉えられてしまう。

<委員長>

全て私立にしていくことを推進する言葉ではない。財源は限られているので、有効に活用を、という意味と理解している。「限られた」に関して、事務局、いかがか。

<事務局>

26 ページの上から4行目の「配分」というのは、そういった意味で使っていない。誤解があるなら「効果的に活用し」との表現ではいかがか。

<委員長>

「限られた」に関してはどうか。ここを変に解釈する方がいるということが、一委員の意見で出ている。他の委員、いかがか。「配分」を「活用」に置き換えること、「限られた」という部分が要るのかどうか。恣意的な言葉ではない。本来の意味が伝わるように変えて欲しい。

< B 委員 >

無限ではないという意味。「貴重な」はどうか。

< C 委員 >

消費税の増額に伴ってとは、みんな知っている。平成 27 年から始まる分について、消費税増税を入れてと言っている。期待が持てる表現にしてはいかがか。

<委員長>

期待が持てるには、「限られた」は要らない。

<事務局>

「限られた」も取り、「今後の幼保一体化や幼稚園、保育所のあり方として、幼児教育、保育に関する財源を効果的に活用し、質の高い幼児教育と保育を安定的に」という表現でいかがか。

<委員長>

「限られた」を取る。「配分」というのを「活用」。A 委員、いかがか。

< A 委員 >

大丈夫だ。

<委員長>

他の委員の皆さん、よろしいか。他のところでご意見、ご感想、お願いします。

< D 委員 >

17 ページの四角の枠の中、3 行目の段落最後、「これは、幼稚園においても、私立幼稚園には国県の財源負担があるため、市税の負担割合が高いことは同様です」と書かれている。主語が私立幼稚園なら、負担は低いととれないか。公立では市税の負担割合が高いことかと思い、文章の矛盾を感じる。

<委員長>

公立の保育所は80%が市税で賄われている。私立は40%にとどまっている。幼稚園においても、私立幼稚園は国県の財源負担がある。市税の負担割合が高いのはどちらか。

<事務局>

公立幼稚園である。

<委員長>

「公立幼稚園」と入れたらいいかと思う。

<事務局>

「これは、幼稚園においても、私立幼稚園には国県の財源負担があるため、公立幼稚園の市税負担割合が高いことは同様です。」といった表現でどうか。

<委員長>

公立幼稚園の市税の負担が高いことが明らかになる。

<事務局>

最後に「同様です」を付けると、文章がおかしい。最後、「公立幼稚園の市税負担割合が高くなります」と止めたほうがいいと思う。

<委員長>

D委員、いかがか。

<D委員>

大丈夫だ。

<委員長>

そのように変えるということでもいいか。他のところでご意見をお願いしたい。

<A委員>

21 ページの給食で、公立のこども園を創設するのなら、市の職員による調理体制を継続して行っていただきたい。今の質を守ること。「市の職員の手により」を必ず入れていただきたい。各保育所の保護者とも話をしたが、そこは絶対譲れないとのこと。お母さん方の意見を、私がここに代表として持って来ている。そこは折れたくない。

<委員長>

自園給食のこだわりをはっきりと入れるという調整はした。加えて「市の職員による」という文言を提言書に入れること。いかがか。

< B 委員 >

調理の派遣をする会社がある。派遣を認めないことか。

< A 委員 >

派遣は、期間が短期。人が入れ替わると、アレルギーを持っている子で、「今日、この子が登園しているから、この食材を使わないと駄目」と把握できない部分がある。長年勤めている方だと、少し体調が悪い時、栄養を取れる違うメニューを作るなど、配慮ができる。派遣でそれが成り立つのか。

<委員長>

短期の方では不安だと。市の職員で、臨時雇用としての1年契約の人もいる。

< A 委員 >

派遣のほうが入れ替わりのスパンは短い。市の職員は、年度、年度で入れ替わる。1年間関われば、その子の体調も分かる。

<委員長>

自園給食を中心にして考えていくことは、絶対譲れないことだと私も思う。ただ、派遣の雇用形態がころころ変わるのか。そんなことをしたら、派遣先は信用をなくす。

< A 委員 >

民営化になると、材料の質も落ちる。市の職員の手でというのに慣れていて、余計にそれがいいものだと思っている。市の職員の方というのは、公立の保育園のどのお母さんに聞いてもそう。

< C 委員 >

公立保育所で、A委員が言うように、いろいろな食材が常に調理室内に置かれていて、子どもの体調により、食材と調理の方法と対応できるかと言うと、それはできない。その日に行う調理の中身の中で、できる範囲をしている。

乳幼児の0歳児から5歳児の子どもに、全ては対応できないが、きめ細かい調理、対応は必要。業務委託もいろいろな形態があるが、調理の現場では、職員の意思疎通が十分できなければ衛生面で気を遣うことはできない。

<委員長>

「職員間の意思疎通というものを十分にすることと、一人ひとりにきめ細やかな対応ができるように努力することと、この2つのことではないか。市でも、人がころころ変わる雇用形態が出てくるかもしれない。だから、「市」と書くより、「施設長を含め、あらゆる職員を入れて、職員間で意思疎通を交わすこと」と、「一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応をする努力をしていくこと」という文言が入るほうが、A委員を含め、検討委員会で論議してきた内容が踏襲されるのではないか。

< A委員>

職員と連携が取れていれば、民営化にはなってもいいということになる。反対だ。民営化には反対という一文を置けるなら、一番いい。

< B委員>

民営化とは、業務委託のことか。

< A委員>

はい。

< B委員>

自園給食でも、業務委託で契約書を交わす。それが駄目ということか。

<事務局>

A委員が心配しているのは、アレルギー除去食の対応など、全て対応できるか、業務委託では不安だということ。逆に言えば、業務委託であっても、その対応ができるのであれば、OKだと取れる。

提言の中で、業務委託だから駄目と書くと、そもそも業務委託が駄目だというふうにとられてしまう。業務委託が駄目という文言は、今の段階から、その芽をつぶしてしまうという意味で、いかがなものかと思う。

<委員長>

検討委員会の趣旨としまして、これが駄目とか具体的に書いていくより、こういう理想を掲げ、その実現ができるものは何かということ掲げるべき。

職員間の意思疎通と、一人ひとりにきめ細やかな対応ができるというものを指すと。具体的な形については、本検討委員会ですすのでなく、理念をしっかり守ってほしいという提言を検討委員会としては出すべきと思う。

<事務局>

幼児課の管理栄養士に話を聞くと、きめ細やか、イコールその子の体調に合わせた給食を提供できるかという、現時点で、アレルギーの子もたくさんおり、難しい。仕入れる材料と人材が限られた中で、離乳食とアレルギー食を出すとか、食事を提供する前に、保育士がその子に合った大きさに切ったり、量を調整したりするなどの細やかさはできる。

<委員長>

きめ細やか、イコール一人ひとりでない。ただ、可能なときにははしていただいている。

<事務局>

たまたま離乳食のおかゆがあれば、それを多めに炊くことはできる。ただ、調理まで、別食を作ることは難しい。

<委員長>

具体的なことを必ずしてくださいというきめ細やかさではなく、配慮しながら、できることはやっていっていただくという、現在の市としての取り組みの素晴らしいところをこれからも踏襲していくこと。

<副委員長>

今、内部のものでいいが、市の保育所での給食提供のガイドライン、アレルギー除去食に対応する、飲食とそうでない食器はきちんと変えて提供するといった、共通した指針はあるか。

明記されたものがあり、それを絶対外さないでやる体制をしっかりとっているのだと思うが、民間に業務委託した場合に、どこが問題になってできないかなどももう少し調べて、市としてガイドラインをしっかりと作って、公立だけではなく、他の民間の園にも提示し、バックアップすることを今後考えたらどうか。このアピールで安心できるのではないか。

<委員長>

子どもの最善の利益につなげていくような取り組みをまとめていって、提言していくというのがこの会の本質。民間委託が良いとか悪いとかは我々の検討委員会の範疇ではない。給食であれば自園がいいこと、除去食のみならず、体調とかも含めた一人ひとりへのきめ細やかな対応を継続してほしいこと、職員間の意思疎通が非常に大事であること。こういった、ぜひやってほしいことを込めるのが、本来ではないか。

結果、民間委託ができないとなるかもしれない。この辺りがいい加減になって進んでいくなら、提言書の趣旨と反するというところで、声を上げていただくべき。よろしいか。

< E 委員 >

17 ページの「施設規模別の児童一人あたりの保育費用」というところ、南草津駅周辺などは膨らんできて、定数を非常に上回る子どもたちを受け入れている。地域差が非常に大きい。

統廃合も含めて、適正配置というのが必要かと思う。でも、費用がたくさんかかり、空き教室、保育室が足りない幼稚園があるなど、未就園児の受け入れで、幼稚園が担わなければならない子育て支援の充実が不可能に近い幼稚園がある。また、3歳児の受け入れを、公立も担わなければならないし、整備が必要。

保育部分での低年齢の受け入れや、預かり保育の充実を、公立の幼稚園の役割として、踏み込んだ決定をしていくべき時期。費用負担がたくさんかかっているが、地域の期待に応えるような保育所、幼稚園を進めていかないといけないと思う。

< 委員長 >

地域に根差したということが大事。一体化施設でも同じ。3歳児の受け入れについては、公立幼稚園で受け入れるといったものではなく、幼保一体化の検討を通して、問題の一つとして、今回触れることができた。

< F 委員 >

家庭の教育力、母性が感じられないお母さんが増えた。母性とは、分かるとか、認めてあげるとか、許すとか、ありのまま受け止めるということ。「家庭支援の機能のあり方」として書いているが、具体的なことも少し入れるといいと思った。

あと、これは体験談だが、娘が京都の小学校に入学するときに、地域の子どもが減って、地域の統廃合も経験してきた。やはり、子どもが少なくなったら活気もなくなり、京都市のど真ん中がドーナツ化現象になった。それで、地域のみんなで力を合わせて、今、草津市でも取り上げている、保育園から高校まで一貫した教育をやっというここと、コミュニティを立ち上げて、その間に小学校も統合され、中学校も統合され、新しい9階建ての中学校を、地域でこういう話し合いで作った。

一番下がダイケアセンターと保育園とお店になっていて、2階が職員室、そして、そこからが中学校だが、一番上のほうは体育館など、市の教育委員会が教室の子どもの様子に合わせて、そのお部屋も使えるというような施設が、先生たちだけではなく、保護者や教育委員会の方やこういう学校の先生など、皆でずっと話し合ってきた。

そうするとどうなったかという、ドーナツ化現象だった子どもがみんな帰って来て、どこの小学校も1学年30人もいないという学校ばかりだったのだが、今はもう7クラス、8クラスになって、今度また分校になるくらいになっていった。

私は幼児教育代表として、ずっと地域のコミュニティに参加してきた中で感じたことは、子どもたちのために本当にいいことは、どんどん私たち自身が変わっていかないといけないというこ

と。変わることを恐れないで、できることで、みんなで協力していったら素晴らしい力が出ていく。先ほどのA委員の話もよく分かる。

実際、業務委託でも、素晴らしい給食を提供している所を知っている。去年までは自分の園のスタッフで自園給食をしていたが、今年から業務委託でお任せして、スタッフもそのままそこで雇っていただくことになり、衛生面も、アレルギー対応も、いい状態で行っている。市の職員でなくても、いいものがあるということを経験した。

<委員長>

子育て支援、家庭支援の充実というところ、具体的に「母性」についてお話頂いたが、父性もあれば、イクメンもある。多分、ノーバディー・イズ・パーフェクトというような考え方も全て含めて、コミュニティというものが大事ということも込められている。

<G委員>

先ほどから言われている給食のことで、私は自園給食の良さを知らないので、業務委託に反対する意味があまりわからないのだが、むしろ業務委託にすることで解決できる部分もあったりするのかなと思う。提供体制さえ変えなければ、問題がないはずだ。子どもとコミュニケーションをとり、体調の良し悪しを判断し、メニューを臨機応変に変えるなど、難しい面もあるかなと思うが、そういうことができたならよいと思うし、委託先が変更することになっても、それぞれの引き継ぎがしっかりしていれば問題ないと思う。

<委員長>

形態よりも、そこで何を目指すかというところとしっかり見据えていくことが大切だというご意見だ。

<H委員>

24 ページの9番「幼保、保幼小の連携・交流」の「子どもの「思い」とともに」というところが、大変私は心が引かれた。子どもの目線で入れていただけたと思う。

2年目からは市教委の方が1名来てくださっているが、幼保一体になるならないにかかわらず、小学校との連携というのは絶対にこれからも大事にしていかなければいけないところだと思う。公立と私立を含め、幼保、保幼小の連携・交流というのは大事にしていってほしい。

F委員もおっしゃったように、子ども同士のつながり、教師のつながり、施設のつながりなどを大事にしていってほしい。

<I委員>

2年間ありがとうございました。学区の子ども会やら、幼稚園の役員などを経て、ここの場所に縁あって来させていただいた。

私たちの学区では幼稚園と保育園の交流があったり、小学校と幼稚園の交流があったりして、子どもが小学校に上がったときに、本当にうまく触れ合うことができていたので、すごく良かった。24 ページの9番に書かれているようなことを実現することがとても理想的だと思う。地域の方々にも支えられていることをしっかりと理解して、そのつながりも大事にしてほしい。

< B 委員 >

2月19日に市長のほうに提言をされるということだが、それに対して、逆に、市長からの答えはあるのか。

< 委員長 >

のちほど、事務局のほうからご説明いただきたい。

< A 委員 >

27 ページの今後のスキームについて、保護者への説明会を上の方に持って来ていただいているのでよいと思うが、いつ始めて、どのように進めていくのかがわからない。幼保一体化のモデルの選定がいつ行われて、いつ決定して、この流れをいったいどういうふうな形で、何年かけて、どのスパンで、というのが見えてこない。

< 委員長 >

こちら事務局のほうから説明していただこうと思う

それでは、本日頂いたご意見、細かい部分もあるが、幾つかの修正箇所については、文意が大きく変わらない範囲で、微修正をさせていただきたいと思うが、その辺り、委員長のほうに一任いただけるだろうか。早急に修正し、皆さんに修正した文章を確認していただく機会は設ける。

< 委員一同 >

異議なし。

< 委員長 >

提言書が完成した後のスケジュール等につきまして、今のご質問にありました点を含めて、事務局、お願いしたい。

< 事務局 >

2月19日に委員長から市長へ提言を頂く。そしてその提言を最大限尊重するという形で、この幼保一体化の基本計画というものを作っていく。事務局での作業の上、基本計画の案を作成し、パブリックコメントの形で市民の皆さんに公表させていただき、ご意見を頂戴する。こういうプ

プロセスを経て、そして、議会のほうにも報告をして、幼保一体化の基本計画を、来年度の夏ごろをめどにして進めていきたいと思っている。

一方で、子ども・子育ての新制度が平成 27 年度からスタートするが、その細かなところが、今、国の子ども・子育て会議の中で議論をされ、法的な整備を経るのだが、その肝心なところがまだ決まっていないところがある。例えば、保育料にしても、公定価格が来年度の早い時期に、国の案として提示される予定で、今議論中であると聞いている。

具体的な進め方については、まだ書きかねる部分がある。平成 27 年度にスタートをすることは決まっているが、一斉に新しい施設になるというわけではない。現在のまま、引き続きその形態のまま残ることもあるので、今後国の動き等も合わせながら、順次計画をしていきたい。現在のところ、その具体的などころが入れられない部分についてはご容赦をいただきたい。

国の子ども・子育て会議と併せて、市の子ども・子育て会議もある。今後は、市の子ども・子育て会議のこの計画の中に、幼保一体化の部分も包含されてくると、我々としては感じているので、その進捗状況とも併せて、幼保一体化についても、今後具体的に考えていきたいと思っている。

<委員長>

来年度の夏には基本計画の骨子というか、概略が見えてくると。そのときに、例えば、今、モデル園が幾つかのパターンになっているが、1つに決められて出てきた場合は、保護者への説明というのは同時に始まると理解してよろしいか。

<事務局>

モデル園の選定が行われたら、間髪を置かない形で、保護者の皆さんには説明を進める準備を進めていきたいと考えている。

<委員長>

期日が何月何日とは決められないけれども、もう出た段階で間髪入れずに説明に入るとのことだ。

< A 委員 >

それはホームページか何かでアップするということか。

<事務局>

はい。

< A 委員 >

それならば、ホームページを読んでもらうよう促すことも必要だ。

<事務局>

ホームページ以外にも、「広報くさつ」しかり、モデル園になった所については、そこへのご説明、いろいろな媒体を通じて、周知、ご相談していきたい。

<委員長>

子ども・子育て会議の場も、そのひとつになるだろう。

それでは、時間が来たので、以上で本日の議事についての検討を終了する。皆様、本当に2年間ありがとうございました。皆様の意見やいろいろな感想等で、この検討委員会が何とか最後まで開催できた。本当に、皆様のご尽力の賜物だと思う。ただ、実はこれで終わりなのではなく、始まりだ。

どうか、草津市の子どもたちのために、ここで最大限約束されたことが実現できるように、それぞれが、今度はしっかり目を光らせる必要があると思う。これが始まりだと思って、皆様、また今後とも、それぞれの場でご活躍くださることを念じ申し上げ、これで司会のほうを終わって、事務局のほうに返えさせていただく。

3. 閉会

<事務局>

<山本こども家庭部長>

・あいさつ

<事務局>

以上で、第7回草津市幼保一体化検討委員会を終了する。